

明治初年の地域社会状況

—福島県会津地方を事例として—

田崎 公司

はじめに

- 一 民政局支配から直轄若松県の成立
- 二 廃藩置県の断行と若松県成立
- 三 福島県の成立と地方三新法及び戸長役場
むすびにかえて—大区小区制から三新法体制の意義—

はじめに

近年、幕末維新の地域状況について筆者は、会津地方を事例として「会津戦争における地域状況—越後街道野沢宿を事例として—」⁽¹⁾、「明治二〇年代の地方政治に関する一考察—会津協会を事例として—」⁽²⁾、「近世地域社会における中間層—会津藩郷頭制の一考察—」⁽³⁾等において展開してきた。以上の三本の論考は、近世後期から維新期までの考察を一方の柱にするとともに、明治零年代の分析をサンドイッチ化するように、自由民権期から初期議會期へと跳躍してしまい、その歴史的考察を時系列的に進めるものではなかった。すなわち、明治初年の会津世直し一揆（会津ヤーヤー一揆）の勃発から民政局支配、そして民権期までの期間は結果的に空白期間として残されてしまった。

大きな問題点として大区小区制と地方三新法の把握についての認識が、会津地方を事例とすることにより、どれだけの成果が得られるかとい

う展望に、筆者が否定的な見通しを持っていたことも一因であった。しかしながら本稿においては、制度的実体的な推移を追っていくことで、従来の空白期間の論点を考えるものである。

具体的には大区小区制に関する議論を、同じく福島県の事例を分析しつつ、その評価を異にする大石嘉一郎氏^④と田島昇氏^⑤との見解をどのように、筆者が対象としている福島県会津地方で考えるかということになる。大石氏が、「従来の郡―組―町村の組織をまったく否認して、廃藩置県後激増した新たな国家事務を分担する新たな地方行政単位として、大区小区を設定し、地方団体をもつばら行政事務遂行のための末端組織とし、その旧村規模をこえた区戸長を通じて村落内の『家』を直接に把握する方式によって、国家から『臣民』に対する末端組織とし、その旧村規模をこえた区戸長を通じて村落内の『家』を直接に把握する方式によって、国家から『臣民』に対する一貫的支配を確保せんとする意図する画期的変革」と評価されたことに対して、田島氏は、二つの点で大石氏を批判した。すなわち、第一に大区小区制は廃藩置県以前に東北地方に広く設定された郡村制を前提として「大区―小区―村」組織は旧藩以来の「郡―組―村」組織を継承して出発したところが多く、しかも、旧来の村寄合（農事会）を基礎にした小区会議―県「衆議會」という住民参加機構がつくられ、区戸長選任も「入札制」を基礎にしており、したがって旧来の町村または村落共同体を否定するものでなかったこと。第二に、何回かの区制改革が行われる中で県と村の中間組織である「区」を強化し、それを県庁の出先機関とするにいたるが、この「区」画の拡大という修正が三新法の「郡」に行きつくことになり、大区小区制と三新法体制に連続性があることを指摘したのである。

大石氏が、大区小区制を「画期的変革」と規定したのは、その意図された制度についてであり、したがって制度上の運営の妥協によって生み出された制度の矛盾であった。本稿では、大石氏と田島氏がそれぞれ指摘した問題を、旧会津藩領内野沢・大谷・吉田の三カ組（現、福島県耶麻郡西会津町）の事例を検討することによって、以上の問題に筆者なりの見解を打ち出すことを意図するものである。

一 民政局支配から直轄若松県の成立

明治元年（一八六八）十二月七日、明治新政府は広大な旧陸奥国を磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五国に分け、会津地方は岩代国に属することになった。翌明治二年一月になると、木戸孝允・大久保利通らの画策で、明治維新を牽引した薩摩（鹿児島）・長州（山口）・土佐（高知）・肥

前(佐賀)の西南雄藩四藩主が版籍奉還の上表を提出する。版とは土地、籍とは人民のことであり、幕藩制社会の根幹となっていた藩支配の廃止を有力藩主自らが願った形をとった。その後、全国各地の諸藩主もこの流れにつき、六月になると明治天皇からそれが聴取され、全国の版籍(土地・人民)は新政府の支配するところとなった。しかし、その実態としては、旧藩主はそのまま知藩事に任命され、領主権も存続した。それ以前の段階で、旧幕府領・寺社領・会津藩等の「朝敵」諸藩の接収地は、すでに新政府の直轄地として裁判所・民政局支配等を経て府や県となっていたが、ここに「府藩県三治の制」によって全国統一的な新政府の地方統治が開始されることになったのである。

「朝敵」として民政局の武断支配下にあった会津地方の事情は、複雑な過程をたどった。具体的には版籍奉還直前の五月二十五日の段階で、旧藩領を基礎とした二本松県(六月十九日)・福島県(七月二十日)・白河県(八月七日)等の県の設置に先だって、現福島県地域として最初の直轄県として若松県が会津地方に設置されたのである。その管轄地域としては、旧会津藩の城下町分と本領三〇カ組、それに南山御蔵入領(大沼郡の一部と南会津郡)を加えたものが若松県とされた。本領の中には、越後国(現、新潟県)の小川庄や猪苗代湖南部及び西部の安積郡領域も含まれており、行政区画変遷がつづくなかでは、後にこの地域の存在が大きな問題となった。この直轄若松県立県⁵の経過について、『若松県誌稿』(正本は内閣文庫蔵、副本は福島県立図書館蔵)では、「明治二年五月二五日始メテ若松県ヲ置カレ岩代国巡察使ヲ置カル」と説明している。実態としては、岩代国巡察使の会津下向によって、若松県設置が進められる。岩代国巡察使の使命は、会津戊辰戦争後に臨時的に設置された民政局を廃し、新政府直轄地の若松県設置が円滑に行われるための露払いの役割を有していた。

新政府の直轄管治のもと若松県が設置され、武断政治による行政機関である民政局は野沢民政局を例外として、表向きには廃止された。直轄若松県は若松に本庁を置き、田島と津川に支庁を設置、その下に郷頭所を置いた。野沢組・海道組は、北大谷・吉田・上條・鹿瀬の各組と共に津川支庁の管轄に入った。しかし、行政区画の変遷がスムーズに行われたとはいえない。野沢組上野尻村肝煎職・石本家文書⁶によれば、会津戊辰戦争後の人心の不安と動揺を抑えるために、若松県は秩序回復の為に、警察にあたる「戊足」を西会津地域に派遣し、それを受けた野沢民政局は同年六月二十一日付で村役人に通達している。また、野沢組泥浮山村肝煎職・伊藤家文書⁷によれば明治三年十月十七日付段階で津川支局により、すでに廃止されたはずの野沢民政局廃止の通達が残されている。以上の文書から暫定的武断機関である野沢民政局は直轄県立県後も廃止されず、野沢局または野沢取締所と名を変えてしばらくの間、若松県の出先機関として存続していたと考えられる。若松県はこれより先の同年八月二十八日、郡区・町村制、村肝煎規則の通達を出し、藩制以来の郷村を整理、村役人の世襲制を廃し、これを県の任命とした。また、肝煎を除く村役人の職名を大肝煎(もと郷頭)・年寄(同地首)・百姓代(同老百姓)としたが、その実態は以前と変わらず、村の有力者がその職

に任命された。

そのような状況の中で直轄若松県が設置され、『福島県耶麻郡誌』（福島県耶麻郡役所、一九一五年、のち歴史春秋社、一九七八年）によれば六月十四日に初代権知事として林徹之丞が就任し、翌日には若松民政局より事務引き継ぎが完了し、若松県庁が大町・融通寺を仮役所として発足し、その旨が管内の検断・郷頭に達せられた。西会津地域においては特に横行していた贖金取締りに力を注いでいる。また岩代国巡察使には四條隆平従侍が任命され、下向している。御巡察使そのものは十日に下向の予定になり、その際、決して街道筋や宿駅において不敬の義がないように、また到着の際は、各地への巡覧があることを六月五日に矢継ぎ早に伝えられている。岩代国巡察使により設置された若松県は、当初は巡察使役所と並存しながら、八局（監察・聴訟・租税・会計・断獄・社寺・生産・管繕）、二出張所（津川・田島）、四取締所（野沢・坂下・小田付・猪苗代）を置く行政機構をつくりあげた。この取締所は、野沢の事例からみて基本的に民政局が名前を変えて代行したものといえる。七月六日には巡察使役所が引き上げ、つづいて八月二十五日巡察使が廃止された。岩代国巡察使であった四條隆平が九月三日に正式な知事に任命され、十一月には、金・銀・銅・蠟・人參の勝手売買の禁止、酒造や水油絞り株人以外の製造禁止を打ち出している。

行政機構と管内区画の変遷について述べると、直轄若松県は城下町若松を四組（大町・馬場町・新町・後町）に分け（その組外に属する東西黒川および旧滝沢組を端町として町中の事務に区扱せしめ）、それ以外の会津地方を分けて四十七組とした。この改正は、律令制下の河沼郡の復活からか藩政期には越後国海道組に属していた白坂（端村屋敷を含む）・宝川二カ村を野沢組に編入した上で、旧来の大谷組・吉田組をあらたに位置づけたものである。すなわち旧来の組枠と郷頭の権限を温存し、行政の円滑化と民心の安定をはかったものといえよう。

明治三年の若松県の「郡区町村制」も、肝煎規則や五人組規則を定め、村役人の横暴を取り締まろうとした。これらは、当時もっとも先進的であった京都府の規則をモデルとしたもので、旧来の諸藩の郷村組織を統一的に再編しようとしたものであった。しかし、この時期の郷村の实情は、会津戊辰戦争によって疲弊した農村の中で一般農民の郷頭・肝煎の専断に対する批判が激しいものがあつた。野沢組においても郷頭・長谷川久七（俊継）に対する批判がつづき、藩政期より郷頭職をめぐって争っていた五十嵐九朗三郎（俊孝）を中心として、組内改革の動きが強まった。租税徴収方式はほぼ元のままだったので、新政府成立においても動揺はまぬがれなかった。しかし、新たな「郡区町村制」は、次の大区小区制に発展する方向をもっていた。

直轄若松県は、明治三年四月、新たに村々の肝煎役を申し付けるとともに、京都府の事例にならって、「村肝煎心得条目」を定めて肝煎の役割を規制し、また「郡中制法」を達して庶民生活の規律に着手している。さらに同年八月には、郷頭にかえて大肝煎を設置し（検断は廃止）、

「大肝煎勤向規則」を定め、また、従来の地首を年寄にかえて「肝煎並年寄勤向規則」を、老百姓を百姓代にかえて「百姓代勤向規則」を、伍長を組頭にした「組頭勤向規則」を定め、末端行政組織の整備を集中的に行った。

会津地方の多くの村役人が勤向御規則の御趣旨を守り、村中取り締まり向きを嚴重にして相務めるとの請書が、九月に若松県あてに提出された。これらは、郷村役人の専横を取り締まり、昨年来の旧肝煎復活を含めた郷村組織を統一的な地方行政に組みかえようとしたものであり、次の大区小区制への発展する方向をもっていた。若松県では、「府県施行順序」で強調された戸籍編成の方針にそって、藩政時代の人別帳や分限帳にかわる新たな戸籍簿の編成が行われるようになった。明治三年二月の戸籍は、若松県の最初の戸籍編成指示によって提出されたものである。その提出された戸籍帳をもとに再調査の雛形を示し、戸籍人員取り調べの徹底を期した布告が出されている。若松県の場合、この初期の戸籍改めには兵部省兵隊も関与している。再調査によって作成された四年七月の戸籍などにより、各村の戸籍が整備されていく。こうした動きを前提にして、すでに四月には、太政官布告戸籍法による戸籍編成のため、各区戸長に対し「戸籍法則」が配布されていた。

同年九月、若松県では、戸籍法に準じて、従来の組の区号をあらたに付した。しかしこの措置は、従来の組に区番号を付したにすぎなかった。西会津地域の区番一組は、従来の枠組みのままであったのである。したがってまた、戸籍法による戸籍区一戸長の設置も、旧来の組制度を踏襲し、戸籍区の長である戸長を各組の大肝煎の兼務としたものといえよう。

直轄若松県の諸政策について紹介すれば、明治二年十一月二十五日には、野沢民政局より他国出関関係者についての通達が出されている⁸⁾。この通達によれば、従来、間道を抜けて往来が出来る僧侶・山伏にいたるまで、印鑑を持たない場合は、出入国を禁ずるといふものであった。これは、旧会津藩降人の会津潜伏に関わって、治安維持を旨指したものである。翌三年四月には、津川局より旧主家への献金差止め通達がなされている。その一方で、吉田組中町村には、斗南藩費調達として、七貫三百拾七文が附加されている。明治三年調査の中町村の石高は、二六一石二斗一合であるので、これを基準に考えれば、村高一石当たり二七・三文、明治四年十二月の戸数で考えると、一戸当たり三三三・五文にあたる。このような斗南藩費調達が旧会津藩領全域から徴収されたか否かは不明である。

商業政策では、宿駅と藪村で取り扱うことができる品々が、次のように定められている⁹⁾。すなわち宿駅では、手拭・小花紙・伽羅・煙管・煙草入・絹・菓子・草履・松明・鞋・割煙草の十二品（資料では十一品）、藪村では草鞋・菓子・松明・絹・草履・割たばこの六品である。その他は、株取り品として商売禁止品目に位置づけられた。明治四年二月には、旧官名の氏名として、左衛門・右衛門・兵衛・介・助・太夫・輔・丞・進・権・佑・亮・司・佐・祐・仁・允等の名称が使用禁止となった。また受領名を表す旧国名なども禁止対象にされている。この通達は、

津川局から郷会所、そして各組の大肝煎に伝えられた。この通達がどれだけ実行力を持ったかどうかは、不明であるが、吉田組吉田新田村の矢部市郎兵衛が市郎平や市郎に、野沢原町の斎藤兵庫が兵次に改名しており、のちに復名する者を含めて混乱を極めていた。また同年四月には肝煎や庶民の一尺八寸の脇差帯刀に関する規定がなされた。肝煎は県庁に出任するときは、大年寄等へ預ける事、平町人・百姓身分の者は吉凶礼式・旅行の時に帯刀が許された¹⁰。明治九年の廃刀令までには、様々な試行錯誤があったのである。

二 廃藩置県の断行と若松県成立

明治四年（一八七二）六月の内閣大更迭によって、公卿・諸侯を排除し、西郷隆盛・木戸孝允・板垣退助・大隈重信などの雄藩藩士が参議として内閣をかたちづくり、その下に薩摩・長州・土佐の三藩の一万の兵力を結集して、七月十四日に廃藩置県が断行された。それは、藩債の政府引き受けと藩に対する政府債務の放棄、家禄のいちおうの保証を代償としただけで、一片の指令で行なわれたが、諸藩からの反抗はほとんどみられなかった。

廃藩置県によって成立した新若松県は、その後急速に画一的な行政能力をもつべき区域として統合された。同時に政府は、府県官制（明治四年十月）、および県治職制・県治事務章程などからなる県治条例（同年十一月）を公布して、県を中央集権国家の出先機関として位置づけ、その体制の整備をはかった。地方官は統一的階層的な人事制度のもとに任命され、その職務権限が中央政府との直接的なむすびつきのもとに確定された。こうしてつくりだされた県は、地方自治体ではなく、国の行政機関にすぎなかった。しかし同時に、廃藩置県後に政府が矢継ぎ早に打ち出した学制、徴兵制、地租改正、秩禄処分、殖産興業などの新政策を実施するために、地方官によってあらたに大区小区制が設けられ、その区戸長を参加させる上意下達・下情諮問のための区戸長会議が開設された。廃藩置県の断行により若松県は政府直接管治から離れたが、行政の大部分は政府の直接指示によって行われた。同年十一月二日には、磐前（一時は平県）・福島（一時は二本松県）の両県も成立する。

まず明治二年五月には、陸奥国河沼郡であったにも関わらず越後国蒲原郡の小川庄海道（焼山）組に編入されていた白坂村と宝川村及び白坂村の端村であった屋敷他数村が屋舗村として本村に昇格した上で、野沢組の管轄下に移管した¹¹。また山三郷の二組は北大谷組と吉田組として、若松県を構成した。しかしながらのちには戸籍法に準ずる組号から区号への改定より、若松県は五十七の区に分けることを決定した。そこで野

沢組は五十一区、大谷組は五十二区、吉田組は五十三区と併記されることになった¹²⁾。また明治四年十月には若松県が従来の年番郷会所詰を廃止し、大肝煎二名の輪番制を基本とする郷会所の規定が定められている¹³⁾。その一カ月後には津川役所が廃止されている。

この間の区制(戸籍法区制)が進展について再確認してみよう。若松県は明治四年七月二十二日に管轄内を五十七の区に分けた。この区は旧来の「組」とほぼ区域が同じものであった。西会津地域は、野沢組(宝川・白坂・屋敷も海道組より編入される)五十一区(五十区と書いた文書も存在する)に属し、北大谷組五十二区・吉田組五十三区・東蒲原郡の四区(第五十四区・第五十七区)と共に津川支庁の管轄下に入った。また、一時、大肝煎を廃止し(すぐに復活)、区に「戸長」を置き、野沢組五十一区戸長には長谷川久七(俊継)、第五十二区戸長には高橋三三郎、第五十三区には宮城三平が官選された。みられるように藩政時代の郷頭が区戸長に任命されている。なお、明治四年(一八七二)の村役人の氏名は【表1】の通りであり、十戸未満の小村では他村の肝煎が兼務し、年寄・百姓代は置かれなかった。例外として、近隣に有力な肝煎が存在した場合、年寄や百姓代を置くこともみられた。また、この時期は会津藩政時代の管轄地域の枠組みの再編が急速に進んだのである。

明治五年四月九日、各村の肝煎は戸長、百姓代は副戸長と改められ、ここに藩制以来の職名は姿を消した。戸長と副戸長は共に官選であり、村内の戸籍調査と年貢の割付けを主要な任務とし、近代的な戸籍が作られた。肝煎から戸長への改称に伴って、区と村とに共に戸長が存在することになり、「二重戸長」制ともいえる職制上の混乱は、区の戸長が区長と改められるまでつづいた。

大区小区制は具体的には以下のように定められる。明治六年一月三十一日(二月二日という記録もある)、若松県は大区小区制を定める。大区は郡を単位に、小区は後の町村程度の区域とし次のように定めた。まず旧野沢組は第三大区に編入された上で、小区が以下のように分割された¹⁴⁾。

- ・小十五区 七ヶ村(片門村・藤村・本名村・天屋村・杉山村・州走村・重門治原村・軽沢村)
 - ・小十六区 九ヶ村(夏井村・西羽賀村・川井村・池ノ原村・南永農村・北永農村・塩坪村・漆窪村・利田村)
 - ・小十七区 二十八ヶ村(野沢原町村・野沢本町村・四岐村・西平村・中野村・安座村・牧村・堀越村・芝草村・芹沼村・小島下村・小島上村・尾登村・森野村・松尾村・山口村・牛尾村・出ヶ原村・黒沢村・小杉山村・二ツ栗村・長桜村・泥浮山村・程窪村・青坂村・縄沢村・茅本村・軽沢村)
 - ・小十八区 六ヶ村(下野尻村・上野尻村・屋舗(敷)村・白坂村・宝川村・徳沢村)
- 次に旧大谷組と旧吉田組は第四大区に編入された上で、小区が以下のように割り当てられた。

村名	端	村	肝	年	寄	百	姓	代	戸	数	人	口
檜山村	兼高橋新盛	武藤市郎平	五十嵐八郎	薄作平	武藤大吉	具沼市郎	薄市平		一〇七二	一〇三三	一〇七二	
原村	兼五十嵐八郎	薄作平	薄太平	上野十五郎	薄作平				四三六四	二二八四	二二八四	
新明村	呼賀	呼賀	薄太平	薄太平					二二八四	二二八四	二二八四	
高目村	小清水・中野・荒末	向山	兼長谷沼久七	長谷沼三郎	長谷沼三郎				二二八四	二二八四	二二八四	
井谷村	馬場野	薄定造	兼薄定造	上野喜久	武藤半十郎				二二八四	二二八四	二二八四	
八重葎村	上島	薄定造	兼薄定造	上野喜久	武藤半十郎				二二八四	二二八四	二二八四	
橋屋村		兼上野喜久	兼上野喜久	上野三吾	長谷川鉄四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
戸中村		兼高橋清十郎	兼高橋清十郎	五十嵐卯之吉	長谷川鉄四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
瀧坂村		兼高橋清十郎	兼高橋清十郎	高橋清十郎	武藤忠多郎				二二八四	二二八四	二二八四	
柴崎村		高橋清十郎	高橋清十郎	高橋忠多郎	武藤平三郎				二二八四	二二八四	二二八四	
橋立村		高橋清十郎	高橋清十郎	高橋直次	高橋嘉吉				二二八四	二二八四	二二八四	
漕浪村		高橋新盛	高橋新盛	高橋直次	高橋嘉吉				二二八四	二二八四	二二八四	
吉田新田村		矢部豊多	兼矢部豊多	猪俣七九郎	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
井岡村		兼鈴木廣次	兼鈴木廣次	井上周吉	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
向原村		鈴木廣次	鈴木廣次	井上周吉	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
塩村		兼鈴木廣次	兼鈴木廣次	佐藤三次郎	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
杉山村		佐藤直三	兼佐藤直三	佐藤三次郎	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
川口分		佐藤兵三	兼佐藤兵三	井上周吉	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
新町村		兼矢部豊多	兼矢部豊多	猪俣七九郎	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
道山村		兼矢部豊多	兼矢部豊多	猪俣七九郎	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
下松村		兼矢部豊多	兼矢部豊多	猪俣七九郎	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
中町村		岩橋 郎	兼岩橋 郎	波多野兵八	佐藤源四郎				二二八四	二二八四	二二八四	
裏瀧沢村		兼浪浪兵次	兼浪浪兵次	矢部惣五郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
小山村		兼荒瀬藤五	兼荒瀬藤五	小野木好三	矢部惣五郎				二二八四	二二八四	二二八四	
小原村		兼浪浪兵次	兼浪浪兵次	五十嵐豊次	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
梨平村		兼荒瀬藤五	兼荒瀬藤五	長谷川清吉	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
宮野村		兼浪浪兵次	兼浪浪兵次	矢部惣五	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
良牧		佐藤嘉久郎	兼佐藤嘉久郎	佐藤伊三郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
極入村		大下・田尻・中村・坂上・山本・松本背・弥平四郎	兼大下・田尻・中村・坂上・山本・松本背・弥平四郎	佐藤伊三郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
山瀧村		二岐	兼三瓶勘七郎	三瓶勘七郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
山瀧村		兼三瓶勘七郎	兼三瓶勘七郎	矢部清九郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
中野沢村		松峯	兼三瓶勘七郎	矢部清九郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
出戸村		橋林・大出戸	兼三瓶勘七郎	三瓶勘七郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
小綱木村		越戸・幕之内	兼荒瀬藤五	荒瀬与作	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	
大舟沢村			兼浪浪兵次	五十嵐五郎	波多野兵八				二二八四	二二八四	二二八四	

出典 / 『若松県管轄人員録』明治四年十二月

・小六区 十七ヶ村 (利田村・荻野村・吹屋村・西海枝村・黄檗村・大谷村・大芦村・中山村・赤岩村・井谷村・八重窪村・橋屋村・戸中村・漆窪村・高目村・小土山村・三方村)

・小七区 三十ヶ村 (新町村・井岡村・吉田新田村・道目村・下松村・向原村・杉山村・川口村・樟山村・原村・新村・泥浮村・梨平村・平明村・滝阪〔坂〕村・柴崎村・橋立村・滑沢村・中町村・真ヶ沢村・小綱木村・大船沢村・宮野村・極入村・小屋村・塩村・山浦村・中ノ沢村・出戸村)

みられるように現在の野沢・尾野本地区は第三大区第十七小区に、群岡地区は同大区十八小区に編入され、第三大区長には平田次七 (津川町)、第十七小区長には五十嵐九朗三郎・同副区長には山口千代作、第十八小区長には満田雄伍が任命された。また耶麻郡は第四大区となり、新郷地区は第六・第七小区に、奥川地区は第七小区とされ、第四大区長に坂内和一郎 (耶麻郡漆)、第六小区長に高橋三十郎 (のち井深藏人)、第七小区長に宮城三九郎が任命された。同七年一月には大区長を区長総代、小区長を区長と改称した。

つづいて小区の改正がなされる。明治八年五月一日 (四月二十七日という記録もある)、大区は元のままとし、小区を合併し、大区に区長総代を置き、小区には正副区長各一名を置いた。現在の野沢・尾野本・群岡地区は第六小区に属し、区長に五十嵐九朗三郎・副区長に満田雄伍 (のち鈴木喜八郎) が任命された。また新郷・奥川地区は第四小区に統一され、小区長に三浦順次 (入田付) (のち望月辨次郎 (若松士族))、副区長に沼沢七郎 (若松士族) (のち斎藤伝五郎 (小荒井)) が任命された。沼沢七郎は、福島・喜多方事件時の河沼郡長であり、斎藤伝五郎は自由党会津部の前身である愛身社の筆頭会員であった。

同時にこの時期は、明治初年の町村合併が進展した時期である。以上の行政的枠組みを前提にしながら、明治七年十月には、第三大区小十七区において村合併の願書が出され、村落合併の動きが活発となってくる。野沢地区では、同年十月二十三日に野沢原町外の各村が若松県に「合併村の願」を提出し、翌明治八年八月十二日、越後街道野沢宿を構成していた野沢本町・野沢原町 (四岐分・西平分) が合併して野沢村 (戸長斎藤兵次・副戸長星宏次) に、中野 (端村・大久保を含む) ・牧・安座が合併し、旧村名の一字をもじり正 (牧座) 中村に、堀越・芝草・芹沼が合併し、旧村名の一字ずつをとり芦草越村になった。尾野本地区では、明治七年三月に尾登・小島上分下分が合併、旧村名の一字ずつと両小島を示す世島を表す登世島村の村名で「物産帳」を若松県に提出した。同年、不動川流域の程窪他四カ村が上谷と呼ばれていたのに対して、長谷川流域の村々である小杉山・黒沢・出ヶ原・牛尾・山口が合併して下谷村ができた。明治八年には、以前より合併六ッ合と呼ばれた縄沢・青坂・程窪・泥浮山・長桜・二ッ栗は、二ッ栗と長桜との合併後、睦合村となり、明治十一年九月には、森野・茅本・松尾が合併、旧村名

の一字ずつをとり尾野本村（戸長鈴木佐吉・副戸長須藤栄吉）が誕生し、以上のように合併新七カ村が誕生したのである。¹⁵ 群岡地区においては、明治八年八月十二日に白坂（屋敷を含む）・宝川が合併し、旧村名の一字ずつをとり宝坂村に、下野尻・徳沢が合併、中世旧領主の苗字をとり村岡村（明治十年一月二十日に群岡村と改称・戸長満田雄伍）が誕生し、上野尻はそのまま上野尻村となった。この地域の戸長・副戸長は、自由民権期に農民リーダーとして活躍する。

この動きは、耶麻郡領域にも及び、新郷地域の高目・漆窪が合併し富士村に、井谷・八重窪・橋屋・戸中が合併し三河村に、樟山・原・信・平明・呼賀・泥浮が合併して笹川村になった。また奥川地区では、吉田新田・井岡・向原・杉山・川口・塩が合併し元島村に、新町・道目・下松が合併し豊島村に、滝坂・柴崎・橋立・滑沢が合併し、豊洲村に、山浦・中ノ沢・出戸が合併して高陽根村に（以上三カ村戸長武藤寛平）、小綱木・大舟沢が合併し大綱木村に、中町・真ヶ沢・小山が合併し飯里村に、小屋・梨平・宮野が合併して飯沢村に、多くの端村を持つ極入が飯根村（以上四カ村戸長矢部豊多）になっている。¹⁶

三 福島県の成立と地方三新法及び戸長役場

明治九年（一八七六）八月二十一日、福島県が若松・磐前両県を合併（ただし、亘理・伊具・刈田の三郡を分離し宮城県に併合）して、現在の福島県の行政区域がほぼ確定した（その後、明治十九年に東蒲原郡が新潟県に分離併合された）。この三県合併は、右大臣岩倉具視から三県への一片の通達によってなされたもので、本来の意味での「立県」にはほど遠いものであった。すなわち絶対専制的な中央政府による地方行政区域の統廃合にすぎなかった。しかも「土地人民」は国家（君主）の領有物であるという王土王民思想にもとづいて、若松・磐前両県の「土地人民」を福島県の管理にあたる地方官に引き渡すことを命じたものであった。

福島・磐前・若松の三県が合併し福島県が誕生したのち、つづいて区会所が設置される。同年十二月十五日、福島県は大区小区制を廃し、県内を二十六の区に分け、各区に区会所を置いたのである。河沼郡坂下町・定林寺に第十四区会所が設置され、阿部秀正が区会所長に就任、その下に正副戸長各一名が任命された。いわゆる区会所戸長である。西会津地域の野沢・尾野本・群岡・新郷・奥川の五地区は、第十四区会所の管轄下に、村ごとに用掛を置き、その補佐として什長（十戸の長）・伍長（五戸の長）を置き、村内の行政に当たらせた。さらに明治十一年三月

八日、区会所は「民会規則」による合併村議員公選人札（選挙）の通達を行った。入札は各村を巡回して行われ、村合併によって誕生した新村に議会が成立する。いわゆる合併村議会が成立する。

明治十二年一月二十七日、「郡区町村編成法」により河沼郡役所が坂下町に設置され、郡長に吉成爲保が任命された。当地区は河沼郡役所の管轄下に、新村が再度連合し村戸長役場を設置した。野沢地区では、野沢村戸長役場（戸長丹藤庄五郎）が設置され、群岡地区では、群岡村戸長役場（戸長満田雄伍）が設置された。尾野本地区には、尾野本村・登世島村戸長役場（戸長鈴木佐吉、睦合村・下谷村戸長役場（戸長鈴木喜八郎）の二カ所に戸長役場が設けられた。群岡地区では、群岡村戸長役場（戸長満田雄伍、のち満田虎八、のち石川清吾）が設置された。また新郷地区では、富士戸長役場（戸長長谷沼兵次）、三河村戸長役場（戸長上野善次）、豊洲村戸長役場（戸長高橋清十郎）、笹川戸長役場（戸長武藤一郎平）が設けられ、奥川地区では、豊島・元島村戸長役場（戸長矢部豊多）、飯里・飯沢戸長役場（戸長岩橋一郎）、高陽根村戸長役場（戸長三瓶吉太郎）、飯根村戸長役場（戸長佐藤伊平）、大船木村戸長役場（戸長荒海藤吾）が設置された。各戸長は県からの辞令によってその任に就き、役場には戸長・用掛各一名を置き、臨時の手伝いを置いた。また役場は、民家を月三円の家賃で借り受けた。各村では、今までの用掛・仕長・伍長を廃し、公選の世話人（一名）と小走り（一名）を置いて事務に当たった。また連合議会は、議長（一名）・幹事（二名）と各村の代議員（十九名）で構成、村議会を運営した。**【表2】**によってこの間の行政区画の変遷を参考に掲げてみたい。

明治十六年四月一日、前年十一月に勃発した福島・喜多方事件の処理を含め、行政区を更に拡大した野沢村外六カ村（正中・芹草越・尾野本・登世島・睦合・下谷）戸長役場が設置され、若松士族の仁科養が官選の戸長に就任した。この合併戸長役場制実施は、三方道路反対運動の拠点であった野沢・尾野本地区の動静を監視するためであった。戸長役場は旧野沢本陣に設置された。群岡地区には、群岡村外二カ村（上野尻・宝坂）戸長役場が設置され、戸長に満田雄伍が就任した。また新郷地区には、笹川村外四カ村（富士・三河・豊洲・大綱木）戸長役場（戸長田代源吾）が設けられ、奥川地区には、元島村外五カ村（豊島・飯里・飯沢・飯根・高陽根）戸長役場（戸長遠藤信清）が設置された。各村には戸長が任命した世話掛を置いた。合併議会は各村の代表議員で構成されていたが、役場の職制等は不明である。

村名	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和三年五月	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
明治三年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
明治八年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
明治九年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和三年六月	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和五年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和八年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和九年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和十年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和十一年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋
昭和十三年	藤	片	洲	雷	本	天	杉	怪	夏	北	南	西	河	川	塩	池	漆	利	尾	小	島	下	松	穿	森	野	細	青	坂	浮	泥	長	二	小	山	出	牛	山	野	野	野	四	西	中	牧	安	堀	芝	芹	上	下	德	白	宝	屋

【表2】

むすびにかえて—大区小区制から三新法体制の意義—

廃藩置県後、県の行政機構が整備され、さまざまな新政策が遂行される中で、実際に地方行政を担当していた府県官の主導によって、前述したように旧来の町村組織を行政制度上は否定する大区小区制が設定された。戸籍把握を重視していた政府は、廃藩置県直後の明治四年（一八七一）四月、「府藩県一般」の戸籍法を制定（五年二月施行）し、戸籍区の長としての戸長を置いた。しかし、戸籍区は従来の町村組織としばしば矛盾したので、その戸籍法による区と戸長をとりやめ、明治五年四月、従来の町村の肝煎・年寄などを廃止して、それを戸長・副戸長へ改称することを布告した。この布告の前後から、各府県で、あらたに大区（または区）—小区を地方行政組織の末端単位とする制度がつくられていき、政府もそれを認めることとした。大区小区制は府県によってまちまちであり、しかもたびたび改正されたが、ほぼ県以下を数小区よりなる大区（または区）、数町村ないし十数町村よりなる小区に区画して、大区に区長、小区に戸長（または副戸長）を置き、旧町村には区長・戸長の部下としての用掛（または副戸長）を置いた。しかも、区長はもちろん戸長・副戸長まで、官選の準官吏とする人事制度をしいた。三県分立当時、若松県が明治六年一月に大区小区制を設け、大区に県の出先機関である区会所（または出張所）を置いた。そして区戸長心得書や区長以下給料規程を定め、あらたな行政組織の定着をはかっている。

その後、大区小区制は、明治八年十一月に制定された府県職制・府県事務章程によって府県行政事務が整備されたのに対応して、整備された。明治八年に浅草本願寺で開催された第一回地方官会議以降、従来府県ことにばらばらであった区町村の職制が、ほぼ区Ⅱ区長、小区Ⅱ戸長、町村Ⅱ用掛に統一されると同時に、区戸長だけでなく用掛・仕長の職務権限も明確に規定され、用掛・仕長は官選区戸長に従属させられていった。しかし、このような従来の町村の慣行を否認する官治的行政は、一方的につらぬかれるものではなかった。そのため地方官は、その行政事務を円滑に遂行していくために、区戸長会や地方民会を開設して地方住民の政治参加を認めていった。さらに明治九年布告第一三〇号各区町村金穀公借共有物取扱土木起巧規則による総代人制度ができ、地租改正で総代が大きな役割を果たした経験をふまえて、重要事項を審議する各区総代会が設けられた。

このような動きと、自由民権運動家の公選地方民会開設要求とがあいまって、明治十年十二月福島県民会規則が制定された。そして、町村会↓区会↓県会と複選法によって選ばれた議員による福島県民会が開会された。この民会では、河沼郡から三名の議員が選出された。西会津地域からは、野沢村の医師・渡部思斎と尾野本村の山口千代作が選出された。この予備選においては、野沢村の酒造業者・石川市十郎が本人の辞任

により、渡部が選出されている。民会議員に選ばれた二人は、議員選出要件を有していなかった野沢村・小島忠八とともに福島町に赴き、県下の人材との交流を始め、福島県自由民権運動の基盤を培っていく。山口は、民会の幹事として中心的な役割を果たす。

郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則の三法からなる、明治十一年のいわゆる地方三新法は、旧慣尊重の名の下に郡・町村を復活し、地方分権の名のもとに府県議会を開設して行政の円滑化をはかるとともに、府県・郡と町村の公租公課負担関係を明確にして地方税徴収を安定させようとしたものである。三新法の公布により、福島県でも、翌十二年一月、区制を廃止して郡町村制を復活し、あらたに郡長を任命し（最初の郡長には、従来の区戸長層がかなりふくまれていた）、町村戸長役場をおいた。また民会規則を廃止して、府県会規則による県会の開設にとりかかった。この規則に基づいて、民会議員であった山口千代作は、県会議員に選出され、副議長から議長に就任し、福島県議会の黎明期に活躍するのである。これが明治十五年からの自由民権運動をインキュベイトする。大石氏が述べるように、政府と若松県・福島県による行政機構の円滑化のために、自由民権家の地方民会活動と競合しながら、県官主導によって地域代表が参加する県会・区会および町村会が開設され、緊張関係（協調・内訌関係）を有しながら、明治十年代に突入するのである。

【付記】 本稿を執筆する上で、旧西会津町史編さん室及び池嶋亜由美・大坪優子両氏にご協力頂いた。末尾にはあるが記して感謝申し上げたい。また二〇〇六年十一月に幽明を境にした恩師・故大石嘉一郎先生の御霊に、拙稿をお届けすることを許されたい。

【註】

- (1) 拙稿「会津戦争における地域状況―越後街道野沢宿を事例として―」（大阪商業大学『大阪商業大学論集』第二巻第四号・通号一四四号、二〇〇七年二月）を参照する。
- (2) 拙稿「明治二〇年代の地方政治に関する一考察―会津協会を事例として―」（大阪商業大学『大阪商業大学論集』第三巻第二号・通号一四六号、二〇〇七年七月）。
- (3) 拙稿「近世地域社会における中間層―会津藩郷頭制の一考察―」（大阪商業大学『大阪商業大学論集』第三巻第四号・通号一四八号、二〇〇八年）。
- (4) 大石嘉一郎「地方自治」（旧『岩波講座 日本歴史16 近代3』岩波書店、一九六二年）。のち同「近代日本の地方自治」（東京大学出版会、一九九〇年）に「地方自治の成立」、同「近代日本地方自治の歩み」（大月書店、二〇〇七年）に「大区小区制から地方三新法へ」と改定を加えた上で所収。
- (5) 田島昇「大区小区制と区会議について」（福島近代史研究会『近代史研究』第六号、一九八三年七月）を参照のこと。

- (6) 「明治二年六月 『戊辰』巡邏通牒」(『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』一九九七年)二六〇二七頁。
- (7) 「明治三年閏十月 野沢民政局廢止通達」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)一一頁。
- (8) 「明治二年十一月 他国出関者に関する通達」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)一六頁。
- (9) 「明治三年三月 宿駅及び藪村商売禁止品目」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)一六頁。
- (10) 「明治四年四月 肝煎及び庶民の帯刀に関する布告」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)一九頁。
- (11) 「明治二年五月 若松県管内組号区割(抄)」(『若松県誌稿 県治部地理』(正本は内閣文庫、副本は福島県立図書館蔵)(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)二二頁。
- (12) 「明治二年九月 戸籍法に準じる組号から区号への改正」(前掲『若松県誌稿 県治部地理』(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)二二頁。
- (13) 「明治四年十月 郷会所規定」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)二〇頁。
- (14) 「明治六年一月 若松県管内大区小区制村名(抄)」(前掲『若松県誌稿 県治部地理』(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)一三二一四頁。
- (15) 「明治七年十月 野沢村外六ヶ村の合併の願書」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)二四頁。
- (16) 「若松県管内大小区別総計表並改正村名」(会津若松市立会津図書館蔵。「明治八年八月 若松県管内大小区制改正村名」(前掲『西会津町史 第五卷 上 近現代資料』)二四二六頁。
- (17) 『尾野本村・登世島村連合会議案』及び『諸達綴』旧小島村上分・目黒博也家文書。
- (18) 前掲、大石『近代日本の地方自治』、同『近代日本地方自治の歩み』を参照のこと。